

報告第1号

損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年1月25日

西脇市長 片山 象三

西脇市専決第2号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和5年11月8日

西脇市長 片山象三

記

事故発生日時	令和5年10月6日 午前9時20分頃
事故発生場所	西脇市西脇地内
相手方	市内女性
原因・状況等	老人保健施設利用者を乗車させるため、公用車を後退させたところ、相手方所有の工作物に接触し、損傷を与えた。 過失割合 相手方0%、市100%
損害賠償の額	相手方工作物修理費 48,400円×100%=48,400円を賠償する。 その余の請求権の放棄